

## 第491回宮城海区漁業調整委員会議事録

### 委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲夫  
(2) 発送年月日 令和4年12月19日(月曜日)

### 委員会の開催

- (1) 日時: 令和4年12月26日(月曜日)  
午後2時

- (2) 場所: 県行政庁舎 9階 第一会議室  
仙台地方振興事務所水産漁港部 2階 会議室  
石巻合同庁舎 101会議室  
気仙沼合同庁舎 応接室

### 議題

#### 審議事項

- (1) うに漁業及びおきあみ1そうびき機船船びき網漁業の制限措置(案)等について  
(2) 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画(案)について  
(3) 宮城県資源管理方針に係る令和5管理年度の知事管理漁獲可能量について  
(さんま・まあじ・まいわし太平洋系群)

#### 報告事項

- (1) 第38回太平洋広域漁業調整委員会について  
(2) 定置・区画・共同漁業権の免許に関する漁場計画(案)について

### その他

### 出席委員

会長 關 哲夫(県庁)	委員 伊藤新造(塙釜会場)
会長代理 岩沼徳衛(県庁)	" 千葉富夫(石巻会場)
" 鈴木政志(塙釜会場)	" 平井光行(県庁)
委員 高橋平勝(県庁)	" 舘田あゆみ(県庁)

委 員 菊 田 守 (気仙沼会場) 委 員 尾 定 誠 (県庁)  
" 高 橋 一 郎 (気仙沼会場) " 石 森 裕 治 (石巻会場)  
" 大 江 清 明 (石巻会場) " 木 村 千 之 (石巻会場)  
" 鈴 木 章 登 (気仙沼会場)

執行部(事務局)出席者

別紙のとおり

○事務局 高橋総括次長

定刻となりましたので、ただ今から第491回宮城県海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、WEB会議での開催となっております。

委員御発言の際には、スピーカーの操作等を行いますので、各会場で御対応をよろしくお願ひいたします。

本日の委員の出席状況につきましては、県庁6名、気仙沼会場3名、石巻会場4名、塩釜会場は現段階で1名、計14名の委員が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げいたします。なお、塩釜会場の鈴木会長代理につきましては、10分程度遅れる旨を聴いております。

それでは、開会の挨拶を關会長にお願いいたします。

○關会長

(挨拶)

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 長谷川副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

(挨拶)

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

配付資料には、右上に番号振っております。

まず資料1といたしまして、審議事項(1)「うに漁業及びおきあみ1そうびき機船船

びき網漁業の制限措置（案）等について」，資料2といたしまして，審議事項（2）「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（案）について」，資料3といたしまして，審議事項（3）「宮城県資源管理方針に係る令和5管理年度の知事管理漁獲可能量について（さんま・まあじ・まいわし太平洋系群）」，資料4といたしまして，報告事項（1）「第38回太平洋広域漁業調整委員会について」，資料5といたしまして，報告事項（2）「定置・区画・共同漁業権の免許に関する漁場計画（案）について」，次第には記載しておりませんが，その他といたしまして，「不漁対策検討会について」，以上6種類の資料となっております。御確認いただきまして，不足等ありましたら，事務局もしくはお近くの県当局の職員にお知らせいただければと思います。

それでは議事に入らせていただきます。關会長，議事進行をよろしくお願ひいたします。

#### ○關会長

それでは議事に入りますが，その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。  
3番の鈴木会長代理，10番の千葉委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。  
よろしくお願ひします。

それでは，お手元の会議次第により議事を進めて参りますのでよろしくお願ひします。

#### 【審議事項】

#### ○關会長

審議事項（1）うに漁業及びおきあみ1そうびき機船船びき網漁業の制限措置（案）等についてを上程いたします。県から説明をお願いします。阿部課長お願いします。

#### ○水産業振興課 阿部課長

それでは，審議事項（1）うに漁業及びおきあみ1そうびき機船船びき網漁業の制限措置について御説明いたします。

本漁業につきましては，令和2年12月1日に施行されました改正漁業法によりまして，知事許可漁業におきましては，大臣許可漁業の規定に準じまして，新たな許可手続き等が規定されました。

許可の内容として，制限措置を定めまして，海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で公示を行うこととなってございます。

本日は，漁業法の第58条におきまして，準用する同法第42条第3項及び第5項の規定に基づき，うに漁業及びおきあみ1そうびき機船船びき網漁業の許可に係る制限措置の内容等について，御審議いただくものでございます。

なお，この2つの漁業につきましては，昨年12月16日開催の海区漁業調整委員会におきまして，制限措置について御審議をいただいておりますが，許可の有効期間が1年間ということになってございますので，今回改めて来漁期の制限措置の内容について，御審議いただくものでございます。

詳細につきましては担当から説明いたします。以上でございます。

○關会長

はい。阿部技術主任主査お願いします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

審議事項（1）うに漁業及びおきあみ1そうびき機船船びき網漁業の制限措置（案）等について、資料1を用いて説明させていただきます。

1ページ目ですが、こちらが海区委員会宛ての制限措置等の諮問文の写しとなってございます。

続きまして、2ページを御覧ください。2ページから3ページが、今回御審議いただく制限措置等の内容となっておりますが、こちらは後程説明させていただきます。

次に、4ページを御覧ください。まず、うに漁業の概要ですが、潜水器漁業以外の方法によりまして、うに採捕を目的として営む漁業でありまして、漁協支所間で他地区の共同漁業権の区域内に入漁する場合に、支所間で協定書を交わして定められた入漁者に対して許可を行ってございます。2の許可制に係る経緯でございますが、うに漁業は平成20年に知事許可漁業として、あわび漁業とともに宮城県漁業調整規則に規定されまして、許可制になったことによりまして、共同漁業権区域外では許可をしないこととし、あわせて無許可操業に対する罰則が強化された経過がございます。3の漁業の状況については、下の説明文にありますように、1つ目のポツとなりますが、宮城県漁協、気仙沼地区支所、鹿折の組合員が唐桑支所管内の共第101号、または、気仙沼地区支所、大島管内の共第102号へ2年交代で入漁するものと、2つ目のポツにありますように、宮城県漁協の気仙沼地区支所、階上の組合員の方が、大谷本吉支所管内の共第106号の区域に入漁する、2つの入漁に対して許可を行っております。今回の審議いただく内容ですが、中段の表にありますように、②の気仙沼地区支所の鹿折地区の漁業者が大島に入漁するものと、③の気仙沼地区支所、階上地区の漁業者が大谷本吉支所に入漁するものを対象しております。

次に、5ページを御覧ください。4としまして、うにの水揚げ統計ですが、農林水産省の統計といたしまして、この許可以外のものも含みますが、うに全体の本県の水揚状況を参考として掲載してございます。近年は約500トン前後の水揚げがございます。続きまして、5の許可件数の推移といたしましては、直近では67件の許可となってございます。次に、6の許可の概要ですが、（1）の制限措置といたしまして、先程御説明いたしましたとおり、共同漁業権の区域内となっておりまして、操業区域は漁業協同組合の書面による同意を得た区域としてございます。また、漁業時期につきましても、採捕禁止期間以外の期間であって、漁業協同組合の書面による同意を得た期間としてございます。また、表の下ですが漁業を営む者の資格としまして、漁業協同組合の書面による同意を得た者。また、操業区域が共有している漁業権漁場にあって、免許を受けたすべての漁協の書面による同意を得た者となってございます。

次に、6ページを御覧ください。（2）の許可の有効期間ですが、引き続きこちらは1年としてございます。（3）の禁止期間、こちらは漁業調整規則で定めているものですが、10月1日から翌年1月31日までは禁止期間となっております。また、体長制限としまして、殻径5センチメートル以下の採捕が制限されてございます。また、（4）許可の条件としまして、①から③にあります条件を付してございます。

次に、7ページを御覧ください。おきあみ1そうびき機船船びき網漁業の概要について御説明させていただきます。まず1の概要といたしまして、本漁業は本県沖合海面において、船びき網により、つのなしおきあみを漁獲する代表的な春漁の1つとなってございます。2の許可制に係る主な経緯といたしまして、すくい網漁業によるおきあみ漁の不振がありまして、代替漁業といたしまして、平成3年に業界からの要望を受けて、許可制に移行してございます。次に3の水揚げ状況ですが、中段のグラフにすくい網と船びき網の漁獲数量を載せてございます。ほとんどが船びき網漁業となっておりますが、水揚げは近年減少となってございましたが、今年は親潮第1分枝が南下したこともありまして、5,600トンを超える水揚げがありました。次に、4の資源状況といたしまして、(1)ですが、つのなしおきあみですが、北太平洋亜寒帯地域に広く分布しております、漁獲量は親潮系冷水の南下の強弱に強く影響を受けますが、近年は親潮本体が弱いため、黒潮系暖水の北上が強いことで、なかなか本県沖合で適した漁場形成がされず、不漁が続いているという状況でございます。続きまして、(2)の漁業者による自主管理としまして、宮城県小型漁船漁業部会おきあみ1そうびき機船船びき網漁業委員会におきまして、毎漁期、自主調整方針を定めまして、きめ細かい調整を行った上で漁業秩序の維持を図っているという形になります。

次に、8ページを御覧ください。5の許可の概要ですが、(1)の制限措置といたしまして、操業区域は宮城県沖合海面、漁業時期は2月15日から5月31日までとしております。船舶の総トン数は20トン未満、また、許可すべき船舶の数につきましては、60隻としてございます。こちらは後程説明させていただきます。(2)の許可の有効期間ですが、こちらも引き続き、1年としております。また、許可に際しまして、(3)にありますように1から12あります条件を付してございます。また、6の許可の対象といたしまして、(1)許可枠の考え方となります。こちらは平成29年より、震災による経営体ですか、漁船の減少を踏まえまして、震災前の許可数を許可枠の上限としておりまして、許可枠の上限の8割、100隻になりますが、こちらを運用枠としてございます。また、漁業許可処分取扱要領によりまして、宮城県小型漁船漁業部会が許可希望隻数を取りまとめ、県に提出し、県が提出された許可隻数を踏まえまして、海区漁業調整委員会へ諮問するための公示枠を設定するという流れになってございます。

次に、9ページを御覧ください。(2)の許可をすべき船舶の数、公示枠でございます。①に許可隻数の推移を参考までグラフとして載せてございます。②の許可すべき船舶の数につきましては、当該漁業は近年不漁が続いているため、今後も1年許可として、漁期ごとに資源動向や漁獲状況の確認を行う必要がありますが、本県の春漁を代表する漁業としまして、沿岸漁業者の経営を支える重要な漁業でありますので、自主調整方針を定め、資源管理と漁業秩序の維持を図っている宮城県小型漁船漁業部会の意見、こちらが60隻となっておりますので、公示枠は運用枠内である60隻としたいと考えてございます。

次に、2ページにお戻り願います。今回、御審議いただきます制限措置と制限措置の内容となっております。まず、うに漁業につきましては、先程御説明しました2か所の区域を予定しております、許可等すべき漁業者の数も定めなしという形にしております。また、ページの下にあります、申請すべき期間といたしましては、令和5年1月4日から令和5年9月30日までとしてございます。

次に、3ページを御覧願います。続きまして、おきあみ1そうびき機船船びき網漁業につきましては、制限措置の表の右から2つ目、許可すべき船舶等の数でございますが、先程御説明いたしましたとおり、60隻としてございます。また、(2)の許可を申請すべき期間といたしまして、令和5年1月4日から令和5年2月3日までとしてございます。説明は以上になります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○關会長

はい、ありがとうございました。県から説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御質問等ございましたら、御発言願います。

なお、発言に際しましては、挙手の上、議長の指名を得てから番号及び氏名を述べて御発言願います。どなたか御意見等ございませんか。

他の会場も大丈夫ですか。気仙沼会場の鈴木委員お願いします。

#### ○鈴木委員

うに漁業についてですけども、これ今説明あったとおり、唐桑と大島、階上地区と本吉が入会というのがあるんですけども、唐桑は支所との共同でやるという形で過去にやっていました。最近、自分も勉強して、過去の経緯調べたのが、昭和34、5年頃から唐桑で大島さんと鹿折さんで3者協議があって、それによって、うにに限らず、唐桑地区、大島地区と鹿折地区の関係とかそういう入会というのがあって、その中で決めたという経緯があります。

それで、これ自分は反対するわけではないんですけども、そういうのをなかなか現在の人、なかなかそういうの忘れているのかなという感じで、それをもう1回思い出してもらって、進めていってもらって、あとここには書いてないんですけど、唐桑の場合、過去に海域が3つに分かれていたんですよね。御崎の突端でひと海域。あと、東海岸の広田湾に行って、その半島のところでもうひと海域。3海域あって過去にはここで80人ぐらいの方が、その区画の中で操業していたという形で、それで操業する時はここにも旗を掲げてあったんだけど、東海岸かな、白旗とかと半島から北は赤とかと、気仙沼の西海岸は緑とか何とかと決め事がありました。そういうのは何か正直言えば、あまり守られないのかなと感じるんでしようけども、守ってもらって操業する時は、うちの方に入って来てもらえばいいのかなという感じで。あと、うちの方から相談とかその申し込みがあれば、そういうのは応じてもらえばいいのかなという感じで、希望として、これ述べておきたいと思います。

別にこれについては、もう唐桑としては別に異議なく賛成するということでやっていきたいと思います。以上でございます。

#### ○關会長

その唐桑地区からすると、この趣旨には賛同するけれども、ちゃんと守るべきことを守ってやっていただきたいという、そういう希望と受けとりました。

これに対して、何かお答えすることありますか。

阿部さんどうぞ。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

今、鈴木委員から御意見いただきましたルールを守ってという部分につきましては、今回許可を発行する際などに関係する支所ですとか、漁業者の皆様にルールがちゃんと周知されるような形で、水産漁港部の方とも協力しながら進めて参りたいというふうに考えております。

○關会長

鈴木委員よろしいですか。

○鈴木委員

はい、よろしくお願ひします。

○關会長

ほかにございませんでしょうか。

はい、高橋（平）委員。

○高橋（平）委員

おきあみ1そうびき機船船びき網漁業の許可の条件ですが、8ページになります。8ページの真ん中に（3）の許可の条件があつてですね、このうち、⑥、⑦、⑧がいわゆる混獲制限だと思うんですけども、⑧のさけの稚魚については速やかに放流するとともに、混獲が顕著な場合には、操業位置を移動すると。ところがその上ですね、⑦ですか、おきあみ以外の魚種を混獲した場合には、直ちに操業位置を移動するという部分、混獲が顕著な場合が条件についてないんですよね。これはどう言ったことかわかりますか。何か経緯があったかなとは思うんですけど。

○關会長

はい、この件に関する経緯、何か御説明できますでしょうか。

芳賀さんお願ひします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

このいさだの許可は平成3年から許可制になったもので、その当時から制限条件は付されていたと記憶しています。

その当時からあえて分けて書いている、あえて顕著なという表現をなぜ合わせなかつたという部分に関しては、お時間をいただいて、次回の時にも御報告させていただければと思うのですが、おそらく調整規則で、さけの禁止サイズが別立てで制限をしていたものですから、おそらく他の魚種の混獲という部分とさけの稚魚の混獲という部分を、倫理的なお話とあと規則上の話ということで分けたのではないかと思いますが、少し勉強するお時間をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○高橋（平）委員

はい。

○關会長

はい、ほかにございませんか。

私から1つですけど、5ページの海面漁業生産統計のうにですね、これは宮城県の漁獲であるかどうかを確認させてください。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

こちらは宮城県全体、県内の全体の水揚げ統計という形になります。

○關会長

こちらのつなしおきあみの方は、宮城県総合水産行政情報システムと書いてあるんだけど、こっちは農林水産省となっているので、どこのかなと、広いのかなという。

宮城県ですね、どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。なければ、うに漁業及びおきあみ1そうびき機船船びき網漁業の制限措置（案）等については、県から諮問のあったとおり原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和4年12月20日付け水振第765号により諮問のあったことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することいたします。

○關会長

次に、審議事項（2）水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（案）についてを上程いたします。県から説明お願いします。佐藤課長お願いします。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

審議事項（2）水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（案）について御説明を申し上げます。

資料2-1を御覧ください。こちらは、県から当委員会にお諮りする諮問文書の写しでございます。

もう1枚目おめくりいただきまして、資料2-2を御覧ください。水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画、通常は栽培漁業基本計画と申しますけれども、前回の海区委員会におきまして、協議事項として御説明をさせていただき、御協議をいただいたところでございます。

本県の栽培漁業の基本的な方針を示すものということで、沿岸漁場整備開発法に基づきまして、国の栽培漁業基本方針の内容と調和した形で策定するものというふうになってございます。昭和59年から7次にわたり計画が策定されておりまして、現在は平成27年度に策定しました第7次計画に基づきまして、あわび、あかがい、ひらめ、ほしがれいを栽培漁業対象種として、関係者の皆様方と連携のもとに種苗放流、生産放流などに取り組んでいるところでございます。

今般、この第7次計画が終期を迎えたことから、新たに第8次栽培漁業基本計画を策定することとし、本委員会にお諮りするものでございます。前回委員会での協議を経まして、海上保安部等への書面協議も終了いたしましたので、正式に諮問させていただくという運びになってございます。

詳細については担当から御説明いたしますが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○關会長

はい、鈴木技術主任主査お願いします。

○水産業基盤整備課 鈴木技術主任主査

引き続き、右上の資料の2をお開きいただければと思います。こちらの3ページ目となりますけれども、横表になってございます。ここの中段に前回の海区漁業調整委員会での協議ということで、これまでの経過とか計画概要とか、そういうものを御説明させていただきました。③番、関係機関への協議ということで、計画案につきまして国や県の関係機関と協議をいたしまして、すべて異議なしということで、書面で回答いただいているところであります。④番、本日の委員会の諮問を経まして、来年1月の計画の策定と公表を予定しております。それでは、本日は、この第8次栽培漁業基本計画の本文案を用いまして、御説明させていただきます。

資料の方は、2-4をお開きいただければと思います。本来であれば、すべてを御説明させていただくところではございますけれども、今回は、前の計画からの変更点やあとポイントとなる部分にアンダーライン引いておりますので、その部分を中心に御説明させていただきます。また、左端の方に行数を記載しておりますので、参考にしてください。

まず1ページ目、前文のところですが、ここには栽培事業の位置付け、経過などを記載しております。26行目以降に国の動きを記載しておりますけれども、国では水産政策の改革に取り組み、令和2年度に漁業法の一部を改正、また新たな水産基本計画においても、資源管理の高度化などの必要性を明確にしているところであります。栽培基準につきましても、効果を見極めた上で、対象種を重点化、状況に応じてはですね、種苗放流による資源造成から資源管理措置への移行を推進するとされております。35行目となりますが、本県でも令和3年度に策定しました新たな水産業の振興に関する基本的な計画第3期に基づく施策との連携を図りながら、国の基本的な方針と調和させつつ、効率的な栽培事業を推進していくこととしております。

2ページ目をお開きください。ここからが具体的な内容となっておりまして、まず第1、基本的な指針及び指標となります。1番目、資源造成と持続的利用ということで、6行目

以降に書かれておりますが、資源管理や藻場造成などの漁場の整備・保全等、栽培漁業における種苗放流を一体的に実施することが大変重要であると考えております。このため、魚礁、藻場などの基盤整備、或いは公的な資源管理施策との連携を務めることとして、安定した資源状態が達成された際には、資源管理による資源の維持に重点を置いていくこととしております。16行目になりますけれども、栽培漁業の進行管理体制ということで、こちらは県や水産振興協会さんなどの関係者の役割分担を記載している部分でございます。県としましては、これまで同様、技術の開発改良、実証試験、水産振興協会への技術移転を行うこととか、疾病対策、新たな放流効果の評価手法の導入など、課題に対応していくこととしております。24行目、こちら水産振興協会ではと書いておりますが、本県の栽培漁業の推進母体としまして、種苗の安定的な量産・中間育成・放流を行うとともに、県と共同して各種課題に対応していくこととしております。その下、漁業協同組合さんでは、地域の諸条件に応じた特色ある栽培漁業の展開を推進していただく、漁業者・遊漁者様につきましては、適切な方法での種苗放流や適正な受益者負担、資源管理等の取組を通じて、栽培漁業の推進に協力していただくということで各記載しております。

続きまして、3ページ目をお開きください。10行目の5、健苗の生産と効率的な種苗放流ということで記載しておりますが、こちらの19行目になります。あわびなどの磯根資源の種苗放流につきましては、その効果を高めるため、宮城県藻場ビジョンに基づく磯焼け対策と一体となった取組を進めていくものとしております。次に、27行目6番ですが、広域的な種苗生産体制の構築につきましては、種苗生産の効率化、あとは、例えば疾病等のトラブルが発生した場合でもですね、種苗放流を継続していくように、各県との連携のもと、広域的な協同種苗生産体制の構築に努めることとしております。32行目7番ですが、受益者負担体制の構築ということで、37行目、こちらの受益者負担体制を検討する際には、同一の資源を利用する、例えば、遊漁者の方々とも調整を図っていくものとして、今回新たに記載しているものでございます。

続きまして、4ページ目をお開きください。7行目になりますが9番、栽培漁業技術の養殖業への活用につきましては、これまで培って参りました栽培事業の技術を養殖業の分野にも、それを応用していくといったものを明確にしているものでございます。そして16行目、第2ということでこちらの栽培漁業の対象種、水産動物の種類ということで、前の第7次計画の際には1区分であったものを、今回、栽培漁業推進対象種、栽培漁業技術普及対象種の2区分に分けることとしております。1つ目として、栽培漁業推進対象種は、これまで同様、県及び水産振興協会が種苗生産を実施し、或いは他県から輸入して、関係者の皆様との連携によって放流を進めていくというもの。こちらには、ひらめ、ほしがれい、えぞあわびの3種類を該当させております。今回、新たに区分が増えるところが、その後になります、例えば種苗生産技術が概ね確立しており、小規模での種苗生産が可能で、各地域の漁業協同組合等が自ら栽培事業を推進するために県が技術普及を実践する魚種を栽培技術普及対象種と位置付けております。こちらにあかがいと、今回なまこを追加したいということで考えております。

5ページ目をお開きください。第3番の種苗放流数量の目標となってございますが、表に記載ございますとおり、ひらめは80ミリ以上20万尾の放流、ほしがれいにつきましても80ミリ以上で、放流尾数は前の計画ですと、1万6,000尾としておりましたが、

今回10万尾ということで増やしております。えぞあわびにつきましては、25から35ミリ、100万個の放流としております。技術普及対象種につきましては、あかがい、まなこですけれども、これは地域単位で取り組んでいくものであって、それぞれで計画を立てるものだと考えておりますので、この県の全体の計画の中では記載しないこととしております。

6ページ目をお開きください。こちら第6、技術開発の部分でございますが、1の解決すべき諸課題と対応ということで、それぞれの魚種ごとに記載しているものでございます。4行目の1) ひらめにつきましては、現在も他県との連携強化ということで進めておりますが、他県との連携強化による良質種苗の安定確保、疾病対策、蔓延防止、遊漁者を含めた受益者の適切な費用負担による事業の推進などに取り組んでいきたいと考えております。2) ほしがれいにつきましても、ひらめ同様の課題に加えて、放流効果の定量的把握に努めていく受益者負担体制の事業化を進めるということを中心に考えております。3) えぞあわびにつきましては、設備の導入によって、防疫体制の強化を図っていく、あと漁業者のニーズにありますとおり、大型で良質な種苗の安定生産に努めて参るというところでございます。また、先ほど申し上げました藻場造成等の取組と連携して放流効果を高めていくというものを考えております。4) あかがいにつきましては、技術面の課題解決に加えて、将来、地域単位で種苗生産をやっていくということを見据えて、さらに技術普及を図るものと考えております。5) 同じく技術普及対象種のまなこにつきましても、すでに県内では民間企業、そして漁協さんが実施されている種苗生産放流取組がございますので、その取組と連携しながら、技術普及、放流効果の検証に取り組んでいく、また、必要に応じて種苗生産試験の実施を検討して参りたいということで記載してございます。

7ページ目をお開きください。3行目、6) のその他ですけれども、近年の海洋環境の変化もございますので、対象種以外の魚種につきましても、その資源の動向とか、或いは経済面、そういうものを総合的に判断しながら、技術開発とか種苗生産を検討して参りたいということで考えております。9行目は、こちらは技術開発水準の到達すべき目標と書いてございます。下にAからFまでのランクがございます。こちら、後程御覧いただければと思ってございます。

最後に8ページ目をお開きください。第8、その他必要な事項といたしまして、6行目になりますけれども、水産振興協会では本県の栽培漁業の将来を担う人材を計画的に確保・育成していただき、種苗生産技術、放流技術の維持継承に努めて取り組むものとしております。20行目になりますが、こちらは県民をはじめ、特に同じ資源を利用する遊漁者の方々等の交流事業への理解醸成に努めて、協力体制の整備を図って参りたいと考えております。最後に26行目になりますが、県では、水産振興協会と連携しながら、施設の補修、更新によって、生産能力の向上や疾病による減耗の防止を図って、安定的な種苗生産に努めて参りたいということで考えております。以上が今回、第8次栽培漁業基本計画の本文案となってございます。私からの御説明は以上となります。

よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願ひします。

#### ○關会長

ありがとうございました。県から説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御質問等ございましたら発言願います。

なお発言に対しましては、拳手の上、議長の指名、番号及び氏名を述べて御発言願います。

どなたか御意見ありませんか。他の会場の方、どなたかいらっしゃいますか。

はい、高橋（平）委員。

○高橋（平）委員

5ページの放流目標についてですけれども、ここに、例えばひらめであれば数量20万尾とか、ほしがれい10万尾と書いてありますよね。これはいつの時点における数値なのか。もう初年度から、この数値やっていくわけですね。年度計画によって数字変わっていると最終年度に達してなのか。これはどちらでしょうか。

○關会長

はい、鈴木さんお願いします。

○水産業基盤整備課 鈴木技術主任主査

5ページ目の上の表のところなんですけれども、こちらの放流の数量、大きさにつきましては、その上の2行目に書いてございますとおり、令和8年度、5年間計画の最終年度、その時に達成する目標として記載しております。

○關会長

よろしいですか。

○高橋（平）委員

ありがとうございました。

○關会長

大江委員、お願いします。

○大江委員

3ページの宮城の藻場ビジョンに基づくハード・ソフト両面での藻場造成・保全など磯焼け対策なんんですけど、今年は、意外とえぞあわびが結構獲れているんですけど、でも、温暖化によって磯焼けが酷いんで、女川支所では、出島の漁協青年部が藻場の再生にかなり力を入れていて、いい結果がでているようなんですよ。それで、ここにえぞあわび100万個とあるんですけど、これは漁業者が購入するのか、それとも100万個をこういうふうに分けて地域に配るのか、その辺、お願いします。

○關会長

聴こえましたでしょうか。今の御質問は大江さんから、えぞあわびの藻場については、磯焼けが進行しているけれども、出島で良い成績になっていると。それで、100万個と

いう数字は、これをどのように配分するんですかという趣旨の御質問です。  
はい、佐藤課長お願いします。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

ありがとうございます。生産したあわびの配分につきましては、一応100万個ということにしてございますけれども、生産見込みが概ね固まった時点で各支所、漁協の方にどれくらいの数量が必要ですかということで聴き取りし、概ね100万個ぐらいで落ち着くんですけれども、それより多い少ない場合は、その比率に応じまして配分しているというのがこれまでの経過でございます。なお、震災以降はあわびの有償無償の分が大体半分ぐらい。震災後は国から被災海域における種苗放流支援事業ということで、生産経費の支援、放流経費に対して漁業者の方々の負担が過度に増えないようにということで、震災以前の放流数を確保しようということで取り組んでおりますので、無償配布分がございます。これが大体半々ぐらいの割合になります。

今後もこういった体制でやっていきたいというふうに考えてございますので、何卒御理解をいただきたいというふうに考えております。以上です。

○關会長

はい、大江委員聽こえたでしょうか。

○大江委員

はい、半分は漁業者ですか。

○關会長

よろしいですか。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

毎年ですね、水揚げ量に対してどれくらいか、その割合というのは実は変わってくるんですけれども、なるべく漁業者の方々の負担を増やさないようにということで、いろいろ国の方と調整しながらやっています。現在までのところは、今のところ大体半々ぐらい。ただ、今年度はちょっと生産不調で70万個ぐらいしかできなかつたんですが、減った分はすべて有償分を減らして無償分はそのまでということでやらせていただきましたので、今年は若干無償分の割合が多いんですけども、なかなか油代、電気代も高くなつて、生産経費も実は相当変わっているんですけども、それでもなるべくそういう形でやりたいということで、今のところは半々ぐらいでこれまでやってきました。次年度以降もどういうふうな割合でやるかは、その都度御相談させていただきながらやりたいというふうに考えてございます。以上です。

○關会長

はい、大江委員さん御理解いただけましたか。

○大江委員

分かりました。いいんですけど、先程も言いました藻場再生の方にも力を入れてください。お願いします。

○關会長

磯焼けの対策もお願いします。ありがとうございました。そのような要望もありましたので、よろしくお願いします。

そのほか、ありますか。

はい、鈴木会長代理お願いします。

○鈴木会長代理

3ページの37行目、受益者負担体制を検討する際には、同一の資源を利用する遊漁者等とも調整を図るものとしていますが、これは県の方でちゃんと調整するということですか。

○關会長

37行目、この調整をどうするかですね。

○鈴木会長代理

調整を県ですかということです。

○關会長

はい、鈴木さんお願いします。

○水産業基盤整備課 鈴木技術主任主査

こちらに記載している、例えば遊漁者とか漁業者の方々との調整につきましては、もちろん県、そして、漁業協同組合さんとか、或いは釣船組合さんとか、そういう関係者の方々と一緒に調整させていただいて、一番良い受益者負担体制の構築に向けた調整を図って参りたいと考えております。

○鈴木会長代理

遊漁船業者から5パーセントですか、ひらめとかはちゃんと取っているんですかね、明確に。

○關会長

統計ですか。

○鈴木会長代理

統計じゃないです。水揚げた魚の寄付金というんですかね、それに対してかかっているはずなんですね、5パーセントとかが。

○關会長

なるほど。その遊漁者に漁獲量に対する費用分担をさせているのかという意味ですね。

○鈴木会長代理

そういうえばそうなんんですけど。

○關会長

はい、鈴木さんお願ひします。

○水産業基盤整備課 鈴木技術主任主査

ひらめにつきましては、漁業者におきましては、水揚げの5%を水揚げ協力金として、活用させていただいて、種苗の生産、放流を行っているというところでございます。

遊漁の方々につきましても、今、一部釣船組合の方々からはすでに御協力いただいている部分もあるんですけれども、例えば遊漁の具体的な実績というか、どれぐらいひらめが揚がって漁獲されているのかというデータまでは、こちらの方で持ち合わせてない部分もございます。

今後、そういういた遊漁での漁獲がどう把握できるのか、その辺のところも含めて、今後やり方を調整して参りたいと考えております。以上です。

○關会長

鈴木会長代理、御理解いただけたでしょうか。

○鈴木会長代理

分かりました。

○關会長

はい、どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。

高橋（一）委員お願ひします。

○高橋（一）委員

先程あわびのお話ありましたが国に代わって県が2分の1助成ということで、これね、表浜の木村委員さんと一緒に県の方へお願ひして、こういう体制で臨んで欲しいということになっている。

県の方には分かりましたという形で、果たしてこの制度は何年か続くのか、今後もずっとやるものなのか。打ち切りはないでしょうねという。

○關会長

高橋（一）委員の御質問の趣旨。打ち切りはないでしょうねと。

はい、佐藤課長お願ひします。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

先程申しましたとおり、この事業の被災海域における種苗生産放流支援事業ということで、震災の影響によって種苗生産放流が十分にできない間、国から支援しますというそもそもはそういう事業でございました。

平成29年から自前のあわびの種苗生産ができて、放流できるようになって、実は、今年、或いは来年辺りで、この事業は終わりというふうに水産庁からは申し渡されていたといいますか、そういう予定の事業でございました。ただ、やはり生産量が震災前のレベルにまだまだ戻っていない。震災後にあわびの放流数が減った影響がまだ続いているんですよということでお願いをいたしまして、継続していただいているという状況にございます。

いつまで続くかという御質問について、我々は国に対してまだまだ継続して欲しいということでお願いしていますし、今後もお願いして参りますが、この場でいつまで続きます、或いは永久に続きますというふうな回答はなかなかできかねるというふうな状況でございまして、仮にそういう状況になれば、早めにその業界の皆様と御相談を申し上げ、また県の予算措置も含めて、いろいろと相談をさせていただければというふうに考えてございます。以上です。

○關会長

はい。高橋（一）委員いかがでしょうか。

○高橋（一）委員

分かりました。さらなる継続をお願いしたいです。以上です。

○關会長

その他に御質問ございませんか。なければ、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（案）について」は、県から諮問があった原案どおりで指示を発動することに御異議ございませんか。

○各委員

異議無し。

○關会長

ありがとうございます。

よって、異議なしと認め、令和4年12月20日付け水整第325号により諮問にあつたことについては、原案どおりで差し支えない旨、答申することいたします。

○關会長

次に、審議事項（3）宮城県資源管理方針に係る令和5管理年度の知事管理漁獲可能量について（さんま・まあじ・まいわし太平洋系群）を上程いたします。県から御説明お願ひします。佐藤課長お願ひします。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

審議事項（3）宮城県資源管理方針に係る令和5管理年度の知事管理漁獲可能量についてを御説明申し上げます。

先程、栽培基本計画でもお話いたしましたけれども、今般、施行されました改正漁業法におきましては、この資源管理の部分に大変重きを置く内容となってございまして、科学的な根拠に基づく資源管理が行われるように進められているところでございます。漁獲可能量、いわゆるTAC管理につきましては、国が法律に基づきまして、資源管理方針を定め、この方針に沿って資源管理目標、或いは具体的な漁獲可能量を設定し、各都道府県へ配分をするという流れになってございます。

資料の5ページをお開きいただければと思います。今般、令和5管理年度のさんま、まあじ、まいわし太平洋系群、この3魚種につきまして、漁獲可能量の割当量が国から示されてございます。後程、数量等は御説明申し上げますが、本日、この海区漁業調整委員会の意見をお聴きいたしまして、御了承いただければ、直ちに農林水産大臣宛てに承認申請を行いまして、年内にこの漁獲可能量が公表されるというふうな予定となってございます。

詳細につきましては担当から御説明をいたします。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○關会長

ありがとうございます。はい、それでは、矢倉技術主査お願いします。

○水産業基盤整備課 矢倉技術主査

それでは、宮城県資源管理方針に係る令和5管理年度知事管理漁獲可能量についてということで、資料3をもとに御説明させていただきます。

まず1枚おめくりいただきまして、こちら漁業法によって定められました諸問の写しでございます。

それと今回、資料の内容が前後してしまったんですけれども、3ページの方をお開き願います。こちらがさんま、まあじ、まいわし太平洋系群に関する都道府県別漁獲量の国からの当初配分の通知でございます。配布されます量は、さんま、まあじについては現行水準、こちらは現在の漁獲水準から上げないようにということでございます。また、まいわし太平洋系群については、3万7,000トンという配分をいただいております。

4ページ御覧ください。このTAC3魚種の全国漁獲実績と宮城県知事管理漁業の漁獲実績及び全国漁獲量に対する割合を示しております。右側の表が漁獲実績と全国に占める割合でございます。まいわしの漁獲量、最近年ごとに増加しております、国の漁獲量に対する宮城県漁獲量の割合も増えております。令和3年におきましては、国の漁獲量の7パーセント程度がこの宮城県の漁獲量となっております。一方まあじにつきましては、宮城県知事管理漁獲量は全国の1パーセント未満、さんまにつきましても、同じく1パーセント未満という低い値となっており、資源に対する圧力、少ないものですので、こちらは現行水準となっております。

5ページが先程課長からも御説明ございました、今年の知事管理漁獲可能量の配分についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、こちら、6ページが実際に公表するときの形式の案となっております。先程申し上げましたとおり、3番、まあじが現行水準でまいわし太平洋系群が3万7,000トンとなっておりますけれども、こちら配分量が定置網漁業に3万2,600トン、漁船漁業に4,400トンとなっております。

こちらの数値をどのようにして設定したのかと申しますと、2ページを御覧ください。こちら、定置漁業及び漁船漁業へのTAC配分についてでございます。まず、本格的にまいわしのTAC数量管理が始動いたしましたのが令和3年でございまして、この時、本県に3万4,400トンが当初配分されました。この時は定置網の漁獲枠が不足しないことを念頭に配分することとしましたので、直近3か年の状況から、3万トンを定置網に配分いたしました、漁船漁業に残りを配分した形となっております。この年も、定置網につきましては漁獲量が増加したため、国の留保分より2万4,000トンの追加配分を受けました。令和4管理年度につきましては本県への当初配分、前年度を下回りましたけれども、この年につきましてはこの前年度の当初配分の割合に従いまして、定置87.2%，漁船12.8%での配分といたしました。定置網につきましては、漁獲量が増加しましたので、国の留保分より1万1,000トンの追加配分を受けております。今年の当初配分量、昨年よりも増加しております、令和3管理年度と同じ比率である定置87.2%，漁船12.8%をベースとしつつ、現状では、漁船漁業における消化率、低い値にとどまっており、定置漁業のように追加配分を必要とする状態でもございませんので、漁船漁業への配分は令和3管理年度の配分量と同様の4,400トンとし、残りを定置漁業に配分するという形にいたしました。なお、管理年度におきまして漁船漁業の漁獲量が増加している枠の上限に迫った場合には、定置網からの枠融通、または、追加配分からの漁船漁業への配分を協議・検討することといたします。

7ページ以降、宮城県資源管理方針となっております。こちら各特定水産資源における配分の方針について、別紙というものに記入がされているんですけども、11ページがまいわし、13ページがまあじ、14ページがさんまでございます。まいわしにつきましては、まいわし定置網漁業とまいわし漁船漁業への分配、まあじにつきましては、定置網漁業への分配、さんまにつきましては、さんま棒受網漁業への分配ということがこちらの資源管理方針別紙に定められておりますので、これに基づいての配分といたします。

5ページを御覧ください。こちらタイトルが宮城県資源管理方針に係る令和4管理年度の知事管理漁獲可能量についてとなつてございましたけれども、こちらは令和5管理年度の知事管理漁獲可能量についてでございました。こちらの方を訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは御審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○關会長

はい、県から説明が終わりましたので質疑に入ります。

御質問等ございましたら御発言願います。どなたか御質問ありますか、他の会場はありませんか。

なければ、宮城県資源管理方針に係る令和5管理年度の知事管理漁獲可能量について(さんま・まあじ・まいわし太平洋系群)は、県から諮問のあったとおり原案どおりで差し支え

ない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和4年12月21日付け水整第327号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することいたします。

-----審議事項終了-----

【報告事項】

○關会長

次に、報告事項に移ります。

報告事項（1）第38回太平洋広域漁業調整委員会についてを上程いたします。事務局から説明お願いします。千葉さんお願いします。

○事務局 千葉主査

私の方から、報告事項（1）第38回太平洋広域漁業調整委員会について御報告させていただきます。

1ページおめくりいただきたいと思います。太平洋広域漁業調整委員会第30回太平洋北部会及び第38回太平洋広域漁業調整委員会について、概要とあるんですけれども、まず、委員の皆様の方には資料一式お配りさせていただいておりますけれども、資料の方膨大な量であるため、こちらの概要版の方を用いまして御説明させていただきたいと思います。また、資料の該当するページ番号、こちらの概要版の方に記載しておりますので、後程御確認いただければと思います。

会長の御挨拶のほうにもありましたけれども、11月28日に太平洋広域漁業調整委員会の太平洋北部会と第38回太平洋広域漁業調整委員会について、WEBの方で開催されまして、会長と事務局の方で出席しまして、議題については異議なく承認されたところでございます。午前中の方に北部会の方が開催されまして、午後の方に本委員会の方が開催されました。

その下の概要の方に移りますけれども、まず北部会の方、こちら議題の方、下にあります（1）から（3）のとおり開催されまして、まず（1）の部会長の互選について、こちらは前部会長である北門委員の任期満了に伴いまして、互選が行われて、再任することとなりました。（2）の広域魚種の資源管理についてですけれども、こちら①、②、③とあります。水研機構さんや水産庁の方から資源状況であったり、資源管理の取組の状況であったりの説明がございました。（3）のその他については、次年度の開催について、令和5年の秋頃に開催予定ということで御説明がありました。

次のページお願いいたします。第38回太平洋広域漁業調整委員会ということで、午後

に開催されました。こちらの議題の方（1）から（5）まであるんですけども、まず（1）の会長の互選について、こちらも前会長の任期満了に伴いまして互選を行い、北門委員の方が会長に選任されたところでございます。（2）の広域魚種の資源管理について、こちらも①、②とあるんですけども、こちらも水産庁や水研機構さんの方から説明がありました。その下に質疑応答のところあるんですけども、こちらも後程御覧いただければと思います。

次のページにいっていただきまして、（3）の太平洋くろまぐろに関する広域漁業調整委員会指示についてというところですけども、こちら水産庁より太平洋くろまぐろに関する広域漁業調整委員会指示について、現行の承認期間が令和5年3月31日までのため、新たに発出する委員会指示の内容等について説明がありました。その中で、宮城県の漁業に関わる委員会指示の主な変更点として、会長の御挨拶にもありましたけれども、現行の委員会指示は有効期間中に新規承認申請をした場合、県TACの遵守に支障がないことを条件として、平成30年の承認枠を上限に新規承認を与えるとされていました。しかし、現状、国内承認隻数に対して、実稼働隻数が少ないため、今回新たに発出する委員会指示では、新規承認を認める規定を削除するということが記載されてございました。そちらに對して関会長の方より質疑ということで、現在の承認隻数が決まる時期は、震災からの復旧期であったために実稼働船が少なく、承認隻数も少なかったが、近年はくろまぐろの来遊量が増加しており、漁船漁業も対象業種として有用であり、くろまぐろは県TACを遵守しながら漁獲することが大前提であるものの、当県の配分枠が十分でないことから、新規の船が申請したくてもできない状況であるため、現行の委員会指示、今申し上げた上に書いてある規定ですね、こちらは削除せず残してもらいたいという旨の御発言がありまして、そちらに對して水産庁から、くろまぐろの資源が回復してきておりまして、各県の漁獲枠がひっ迫している状況は伺っているが、1万7,000隻申請がある中で、実績があるものは4,600隻となっており、本当に必要としている者に承認を渡したいと考えているため今回は削除するものとしているところであり、国際的に漁獲枠が決まっているため、今後、WCPFCで漁獲枠が増加した場合には検討するというような旨の御発言がありました。その下、（4）の委員の辞任については、大臣選任委員の方で、一身上の都合により委員を辞任する申し出があり、こちらも異議なく承認されました。最後、（5）その他ですけども、①、②あります、①のTAC魚種拡大に向けた検討状況について、こちらは水産庁より検討部会の結果についての御説明がありました。②の令和5年度の資源管理関係の予算については、水産庁より8月現在で要求している予算についての御説明がありました。次回の開催は令和5年の2月から3月頃の予定ということでお話がありました。

簡単ではございますけども、私からの報告は以上です。

## ○關会長

ありがとうございました。

事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見等がございましたら、挙手の上、議長の指名を得てから御発言願います。

なかなか水産庁の御回答は納得いかなかつたんですが、今後のWCPFCで、漁獲枠増加した時に何とかということで、その際にはまた強く要望したいと思います。

他の会場の方よろしいですか。

なければ、報告事項（1）第38回太平洋広域漁業調整委員会についてはこれまでとします。

○關会長

次に、報告事項（2）定置・区画・共同漁業権の免許に関する漁場計画（案）についてを上程します。県から御説明願います。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

私の方から、報告事項（2）定置・区画・共同漁業権の免許に関する漁場計画（案）について説明させていただきます。

まず、説明資料ですが、令和5年漁業権一斉切替えの進捗状況についてという文字が書いてある説明資料がございまして、さらにその後ろ、ホチキス留めの資料が2つございまして、こちら図面の資料になりますが、1つ目定置・区画漁業権の図面、さらにその後ろに共同漁業権の図面という3つの資料がございます。

まず、一番上にございます、令和5年漁業権一斉切替えの進捗状況についてという資料の御説明させていただきます。まず、概要でございますが、今回切替えの対象となる漁業権ですが、2にありますように海面では定置漁業権が33件、区画漁業権が576件、共同漁業権が1種・2種・3種を合わせて123件と合計732件となっております。3には今回の切替えの考え方となる取扱方針の一部を抜粋しておりますが、3つの柱の方針等に沿って、切替えの作業を進めているところでございます。また、中段の（2）にありますように、漁業法が改正されたことにより、更新に際しまして、現在免許している全ての漁業権について、行使状況調査やヒアリング等により「適切かつ有効」に活用されているか評価することが定められております。適切かつ有効と判断される場合は、現在の漁場を活用漁業権と判断し、漁場計画に類似漁業権を設定することとなりますが、適切かつ有効と判断されない場合は活用漁業権とは判断せず、新規の漁業権として設定するか、または廃止を検討することとなります。下の表に評価結果を掲載しておりますが、県内のほとんどの漁場が活用漁業権と判断されました、定置漁業権で1件、区画漁業権で9件の計10件の漁場が活用されていない状況であったため、非活用漁業権と評価いたしました。これらの漁場については関係者とヒアリングを行った結果、今後も使用する見込みがないことから、廃止する予定としております。

次に、2ページを御覧ください。こちらも漁業法の改正によって新たに設けられた制度ですが、すべての漁業権について団体漁業権か個別漁業権かどちらかを設定することが必要となっております。法律によりまして、共同漁業権には団体漁業権、定置漁業権には個別漁業権を設定することとなっておりますが、区画漁業権につきましては、団体・個別を選択することが可能となっておりますが、本県では原則として団体漁業権を設定する方針となっております。次に、4の免許手続きに関するスケジュールの変更について説明させていただきます。下の表にありますように、当初は、①の漁業関係者の要望及び漁場条件の調査が今年10月頃に終了する予定でしたが、今回の更新では漁場の統合や拡大等の要望が多くございまして、要望のとりまとめや関係漁業者等との調整に時間を使っているこ

とから、2か月ほど進捗が遅れている状況です。そのため、本来であれば、②の利害関係人の意見聴取ということでパブリックコメントを行い、漁場計画の素案を作成した上で今回の海区漁業調整委員会で協議させていただく予定でございましたが、作業が後ろにずれてしまつた関係で、パブリックコメントや海上保安部等との協議がまだ行えていない状況です。そのため、大変申し訳ありませんが、今回は現在いただいております要望内容等の概要を報告させていただきたいと思います。今後、海上保安部等との協議によりまして修正が予想されますが、その修正を反映させたものを来年2月の海区委員会において、改めて漁場計画を協議いただきたいと考えてございます。なお、2月以降の予定に変更はございません。

それでは、3ページを御覧願います。まず、定置漁業権について説明させていただきます。1の取扱方針に主な項目を掲載しておりますが、6月の海区委員会で説明させていただいた内容と同じものであるため、説明は割愛させていただきます。2の令和5年の漁場計画（案）といたしまして、下の表にありますように現在合計33件免許されておりますが、北部で1件の減、中部で2件の新設の希望がありまして、令和5年の計画では1件多い34件の計画を検討してございます。

次に、4ページを御覧ください。現段階での要望概要を4ページ及び5ページにまとめてございます。まず新規の要望としまして、女川町横浦地先及び石巻市の網地島地先の2件の要望がございます。新設場所につきましては、後程図面の説明時に説明させていただきます。次に、漁業時期についてですが、②にありますように、期間の延長等の要望が11件ございます。内容は主に周年化の要望となっておりまして、近年の海洋環境の変化によりまして、さばやいわし等の南下時期等が早まっている状況から、現在の4月や5月からの開始となっているものを周年化や前倒ししたいという要望となっております。次に、③の漁場区域の変更についてですが、6件の要望がございます。こちらも、漁場の変化や近隣の養殖施設等との漁場利用の観点から、漁場の位置を変更する要望となっております。こちらについても、後程図面で説明させていただきます。最後に④の廃止についてですが、南三陸町歌津田ノ浦地先の定第12号については、現在漁業の実態がなく、継続の要望もないため廃止する予定です。5ページに現在免許されている33件の令和5年漁場計画への要望状況を一覧にまとめて載せておりますので、御参考にしていただければと思います。

次に、6ページを御覧願います。区画漁業権について御説明させていただきます。取扱方針の主な具体的項目を中段に記載しておりますが、下から2つ目の漁場の統合にありますように、漁場の有効利用や漁業生産力を高める観点から、地元の意向を踏まえながら、可能な限り整理・統合を促進するとしております。2の令和5年の漁場計画（案）としまして、下の表にありますように、現在576件の区画漁業権がございますが、統合などによりまして、北部が173件から73件減の100件、中部が238件から38件減の200件、南部が165件から20件の減の全体では131件減の445件の要望となっております。7ページに組合や支所ごとの内訳を掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

次に、図面を用いてこれらの変更の概要等について説明させていただきます。お手元の資料の別冊になっております定置・区画漁業権令和5年漁業権一斉切替え変更等要望区域対照図を御覧ください。表紙おめくりいただきまして、ページ番号が下の方、小さくて申

し訳ありませんが、1ページを御覧ください。北から南に下がる形で御説明させていただきます。まず唐桑北部となります。図の見方ですが、凡例にありますように、黒の線で囲まれている範囲が現在免許されている区画漁業権、青線で囲まれている範囲が定置漁業権となっております。今回の切替えで変更の要望となっている区域が赤線で囲まれた範囲となっておりまして、拡大となっている範囲を赤色で、縮小となっている範囲が青色にお示しております。また、養殖品目の変更の要望がある場合は、赤字で追加や削除の記載を行っております。今回は変更要望のか所数が非常に多いため、地域ごとの概要を説明させていただきたいと思います。最初に唐桑北部の大沢から馬場にかけてですが、一番北側にあります1101のみ縮小となっておりますが、他の区画漁場については、安定した生産を図るため、見通し線をそろえる形で、沖側に移動する形で拡大するとともに、1103と1104、1106と1107については、漁場の統合を予定してございます。また、ページ上の方にあります定置漁業権の5号と6号の北側ですが、区画漁業権の新設の要望がございます。秋さけの不漁が続いていることから、新たにじますの養殖に取組む要望という形になっております。上の方にあります定置漁業権の1号、2号についても、若干の移動を予定しております。

次に、2ページを御覧ください。横に見ていただくような形になります。唐桑西部となります。ページ右側、唐桑半島の太平洋側については、先程と同様に岸側を縮小し、沖側に拡大する形となっております。続いて、唐桑半島先端から西側の津本、小鯈、鮪立、宿浦にかけましても、ほとんどの漁場で統合や拡大等、区域の見直しを進める形となっております。岸側の航路を確保しながら沖側に拡大しておりますが、沖側は定置網と中根灯標の見通し線に合わせる形で拡大しております。また、鮪立から宿浦にかけて設定している1121号については、中心部に根が多くあり利用できないため、分割したいという要望があつたため、北側に小さくて恐縮なんですが、新たな漁場を設ける形となっております。宿浦から左側、二ノ浜、小々汐、大浦にかけても同様に統合や区域の見直しを行っております。

続きまして、3ページを御覧願います。縦に見ていただく形です。気仙沼地区の続きとなります。ページ中央の大島周辺についても、西の磯草から中沢にかけまして、現在多少複雑な形となっている漁場の見直しを行う予定です。また、大島の北側にある外浜から東側の長崎にかけましても、隣接する漁場を統合する予定です。また、長崎地先にあります定置の8号について、若干の移動を行う予定です。また、ページ左側にあります松崎から一番ページの南側にあります波路上にかけましては、岸側の水深が浅い漁場や防潮堤が海側に拡大している海岸が多いことから、岸側を縮小しまして、沖側に拡大する形に見直しを行っております。その際に、気仙沼湾内に出入りする船舶の航行に支障がないように、沖側の見通し線は第2種共同漁業権のラインや灯標の敷設位置に揃える形になっております。さらに、中航路を設ける形で漁場の統合を行っております。

次に、4ページを御覧ください。横に見ていただく形です。小泉湾北部の大谷本吉地区ですが、大谷海岸地先の1301と1302の統合や、日門漁港地先の漁場の統合や、漁場区域の見直し、さらに大沢地先の1310号から1312号までの統合があります。また、1313から1315については、次のページに全体図が載っておりますので5ページを御覧ください。5ページ上部のように、隣接漁場の統合がございます。次に、波板から

南の歌津地区についても、隣接漁場の統合を行っております。波板地先の1401号については、青色の中間部分に小型定置を敷設する予定があるということで、漁場を分割する予定です。また、田ノ浦の地先の1405と1406の間にあります定置漁業権の12号については、現在使用されておらず、今後も利用見込みがないことから廃止いたしまして、区画漁場の統合区域に含める予定でございます。

次に、6ページを御覧ください。横に見ていただく形です。歌津地区の続きとなりますが、こちらも図面のように比較的大きな統合となります。隣接漁場の統合を進める予定です。また、定置漁業権の13号・14号・15号についても漁場位置の若干の変更を予定しております。

次に、7ページを御覧ください。志津川湾になりますが、こちらも先程と同様に隣接漁場の統合を進めるとともに、岸側も含め活用が見込める海面を拡大する予定でございます。また、ページの上にあります荒砥地先にわかめ漁場の新設の要望がございます。

次に、8ページを御覧願います。志津川湾南部から十三浜にかけての漁場となります。こちらは変更がございません。

次に、9ページを御覧ください。ここから、県中部に入りまして、十三浜地先ですが、大室地先の2108号と2109号について、主にわかめ漁場を確保するため、統合の要望がございます。

続きまして、10ページを御覧ください。河北と雄勝北部地区ですが、こちらは従来どおりと見込んでおります。

次に、11ページを御覧ください。雄勝湾でございますが、こちらも大きな変更はございませんが、大浜地先にあります魚類養殖を行っている2319号を拡大し、その隣のほや、ほたて、かきを養殖している2320号の縮小という見直しがございます。

次に、12ページを御覧ください。女川周辺となります。こちらも大きな変更はございませんが、ページの下部にあります横浦地先に定置漁業権の新設要望があるほか、魚類養殖を行っている2439号を拡大し、その隣のほや、ほたて、かきを養殖している2438号の漁場の縮小という見直しがございます。またページ右下の小屋取地先の2501号と2503号については、近年の漁船漁業の不振によりまして、養殖業に転換する漁業者の漁場を確保するため、漁場を統合・拡大したいという要望がございます。

次に、13ページを御覧ください。出島周辺ですが、寺間地先の2465号と2466号につきまして、ほや、ほたてのへい死など生産不振があった場合の対策として、わかめ漁場を確保する目的で統合・拡大をしたいという要望がございます。ページ下部の統合は先程、女川周辺の地域で説明いたしました統合となっております。

次に、14ページを御覧ください。江島周辺ですが、こちらは修正等はなく従来どおりとなっております。

続きまして、15ページを御覧ください。鮫浦湾ですが、こちらも大きな変更はございませんが、漁船漁業の不振によりまして、養殖業への新規参入が見込まれているということで、2502号を拡大する要望がございます。

次に、16ページを御覧ください。牡鹿半島、鮎川周辺でございます。こちらは、まず新山浜地先と鮎川浜地先に、わかめ漁場の新設の要望があるほか、わかめ漁場を確保するため鮎川浜地先の2522号とその西側2526号の拡大等の要望がございます。

続いて、17ページを御覧ください。網地島周辺ですが、定置漁業権の30号と31号の間ですが、定置漁場の新設の要望がございます。

次に、18ページを御覧ください。表浜から荻浜にかけてですが、ページ右側、小網倉浜地先の2539号については、南側で魚類養殖を行いたいという要望がございまして、漁場を2つに分割したいといった要望がございます。また、その左側にあります福貴浦、狐崎浜の地先にかけては、図面のように岸側から沖側にかけまして、漁場の更なる有効利用を図るため、隣接漁場の統合を進める要望がございます。また、狐崎浜地先の2632号につきましては、漁船漁業の不振により、わかめ養殖業へ転換される方の漁場を確保するため、沖側に拡大する要望がございますが、航路に支障がないよう、沖側の見通し線を北側にあります2672号の沖側の基点から、その南側に位置する表浜の区画の角点を結ぶ線上に合わせております。

次に、19ページを御覧ください。荻浜湾西部となります。こちらも、先程と同様に隣接漁場の統合を進める予定です。小竹浜地先のページ左下にあります2661号については、バリカン症対策のために沖側に2672号の細長い漁場が暫定的に設けられておりますが、こちらも統合を行いたいと考えております。また、ページの右側の荻浜湾、湾奥になりますが、かきの抑制場の新設の要望がございます。

次に、20ページを御覧ください。石巻港、万石浦付近となりますが、万石浦、ちょっと陸地の方に入り込んでいるような形になりますが、図面のように北側の2656号と左側にあります2657号の統合及び南側の2668号から2670号までを統合する要望がございます。

続きまして、21ページを御覧ください。田代島周辺となりますが、従来どおりの利用を予定しております。

次に、22ページを御覧ください。県南部に入りました、矢本、鳴瀬周辺ですが、図面のように隣接漁場の統合に加え、3104号につきましては、バリカン症対策として沖側を拡大する要望がございます。

次に、23ページを御覧ください。宮戸島周辺となります。先程の鳴瀬周辺と同様に室浜、大浜、寒風沢地先の漁場で隣接漁場の統合を行う予定です。また、ページ上部の潜ヶ浦周辺の漁場では、潜ヶ浦漁港が整備されたことに伴う漁場の移設や、漁場の底質変化による区域の見直しや拡大を予定しております。

次に、24ページを御覧ください。松島湾内となります。非常に多くの漁場がございますが、島が多数存在する地形的な関係で統合が難しい状況でございますが、ページ中央の銭神地先や左側の塩釜の新浜町地先の漁場などで統合を予定しております。

次に、25ページを御覧ください。七ヶ浜周辺の漁場となりますが、ページ中央、吉田浜地先の3410号、3411号の統合に加えまして、その南側の菖蒲田浜地先にかけまして、バリカン症対策のため沖側に設けられている漁場との統合を予定しております。

次に、26ページを御覧ください。七ヶ浜南部となります。ページ上部の漁場の統合は先程御説明した内容です。また、ページ下部の蒲生地先の統合につきましては、次の27ページを御覧いただきたいと思います。3416号と沖側の3419号の統合、また3501号と沖側の3506号の統合の要望がございます。

次に、28ページ以降の名取から29ページ亘理にかけましては、従来どおりを予定し

ております。駆け足で申し訳ありませんが、以上が図面を用いました区画・定置漁場の変更の概要となります。

続きまして、説明資料にお戻りいただければと思います。説明資料の8ページを御覧ください。区画漁業権の漁業種類については、先程の図面には養殖品目を全て掲載しておりましたが、国の方針が変わりまして、1区画漁場あたりの養殖品目の上限数が見直されたほか、養殖種を包括する表現が可能となりました。そのため、次の漁場利用計画では表にありますように、右側の現在の漁場計画に記載されている品目を左側にあります貝類等垂下式養殖業、藻類養殖業、小割式魚類養殖業の3つに統合して記載する予定となってございます。

続きまして、9ページを御覧ください。最後に共同漁業権について御説明いたします。1に取扱方針としまして、第1種から第3種までの主な項目を掲載しております。また、2の令和5年の漁場計画(案)としまして、ページの下に表がございますが、現在の123件に対し、第1種では2件減の58件、第2種で6件減の55件、第3種は現状どおりの2件で、合計としまして8件減の115件となっております。

次に、10ページを御覧ください。10ページ、11ページに要望の概要を載せてございます。まず第1種共同漁業権ですが、①の漁業名称の変更としまして、表の1番上にあります気仙沼地区支所のあかがいの削除がございますが、その他は追加の要望となっております。2から4にあります石巻地区支所のこんぶ漁業につきましては、磯焼け対策の一環でこんぶを追加して漁場を改善するための要望となっております。そのほか記載のとおり追加要望がございますが、貝類や藻類の有効利用と適切な資源管理を図る目的での追加要望となっております。②の漁場区域の変更については、後程図面を用いて説明させていただきます。次に(2)の第2種共同漁業権につきまして御説明させていただきます。まず①の漁業名称の変更としまして、一番下の表のとおり6支所から変更の要望がございます。現在の海洋環境変化等に対応するため、漁業追加や操業実態のない漁業の削除を行うものとなっております。

次に、11ページを御覧ください。第2種共同漁業権の続きですが、②の漁場区域の変更については15件程要望がございますが、こちらも後程図面を用いて説明させていただきます。また③の漁場の時期の変更については、表にありますように12件の漁場について変更の要望がございますが、こちらは海洋環境の変化で、近年、対象となっている水産物の漁獲時期が変化している状況のため、期間の延長や周年化を行う要望となっております。一番下にあります(3)の第3種漁業権については従来どおりとなっております。次に図面を用いてこれらの変更の概要等について説明させていただきます。お手元、別冊になっております共同漁業権の図面の方を御覧いただければと思います。

1ページの気仙沼から南三陸町にかけて説明させていただきます。共同漁業権は3桁の数字となっておりますが、百の位の数字が1の場合が第1種、2の場合が第2種、3の場合が第3種を示してございます。また、区域の枠が点線のものが第1種、実線が第2種、区域が網掛けになっているものが第3種となってございます。まず、ページ右上の大島周辺でございますが、北側の203号と南側の204号を統合し、さらにその外側にあります第1種共同漁業権の102に合わせる形で拡大する要望がございます。また、その右上にあります唐桑半島周辺でございますが、唐桑半島を囲むように101号と201号が設定

されておりますが、唐桑半島西側の気仙沼湾側になりますが、気仙沼大島の間にある共同漁業権及び境界のラインですが、直線化を行う予定です。そのため、先程説明しました大島側の共同漁業権もそれに合わせる形で修正を行うものとなっております。次に、気仙沼湾内、左上にあります、103号及び205号については、水産物流通適正化法で採捕が規制されているなまこを漁業権に基づき採捕を行うため、現在の漁場の北側にあります湾奥の方に拡大する要望となってございます。次に、少し南に移りまして、大谷本吉地先にあります209号と210号については、漁場の統合を行う予定です。また、その南にあります211号については、沖側に設定されている共同漁業権の107号の境界線に合わせて拡大する予定です。さらにその南側の歌津周辺にあります212号、213号、214号についても統合を行いまして、共同漁業権の108号の沖側の線に合わせて拡大する予定です。また、志津川湾内の215号については、区画漁業権に合わせた形で拡大を行う予定です。

次に、3ページを御覧願います。横に見ていただく形です。石巻市から東松島市にかけての図面ですが、まずページ右下の田代島周辺の237号については、第1種共同漁業権の沖側に設定されているんですけども、132号と同じ区域に合わせる形で沖側に拡大させる予定ですが、南側には人工漁礁が設置されているため、その範囲を除く形での拡大を予定しております。また、牡鹿半島西側付け根になりますが、荻浜から渡波にかけては第1種共同漁業権の135、136、137号に加えまして、第2種共同漁業権の240、241、242号の統合を行いまして、さらに荻浜地先の漁場を拡大する要望がございます。また、図面上陸域側にありますが、万石浦につきましては、現在設定されている第2種漁業権を第1種共同漁業権の範囲に拡大したいという要望がございます。

最後、4ページを御覧願います。仙台から亘理沖にかけて設置されております第1種共同漁業権の155号と、その南にあります159号につきましては、岸側に震災由来のガレキが存在することや養殖施設の筏等があるため、沖側に移動したいという要望がございまして、第2種共同漁業権の範囲まで拡大したいという要望がございます。大変駆け足で申し訳ありませんが、ただいま説明いたしました定置・区画・共同の図面につきましては、拡大要望等多数ございましたが、まだ海上保安部と協議を行っていないため、今後、変更することがありますことを御承知いただきますようよろしくお願ひいたします。

雑駁な説明恐縮ですが、以上が漁業権の切替えに関する要望の概要となっておりまして、今後、海上保安部や県の港湾課等との協議を行いまして、必要な修正を行ったものを2月の海区委員会で協議させていただきたいと考えております。

説明は以上となります。

#### ○關会長

阿部さん、どうも御苦労さまでした。

県からの説明が終わりましたので質疑に入ります。御意見、御質問がございましたら挙手の上を議長の指名を得てから発言願います。

質問ございませんか。はい、気仙沼の高橋委員お願いします。

○高橋（一）委員

説明は大体わかりました。定置等の移動ということが出てきましてね、定置の移動なんて大変じゃないかなと思うんですがね。数十トン単位の土俵がなんかでこう、しっかりと固めているんですけどね。やはり変更出ざるをえないんでしょうね。どうなんですか。

○關会長

はい、定置の移動は大変だろうなと。その辺、協議等は進んでいるんでしょうか。県からお答え願います。芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

定置の移動の部分ですが、確かに昔から同じ場所でずっと変えずにやっていくというのが正直な考え方だと思います。ただ、ヒアリング等で、お話を伺いますと、例えば震災後に海底の地形が変わったとか、そのような部分もございますので、その辺地元の漁協さんの中で調整をしていただいて、船舶航行等の支障がなければ、要望を組み入れるような形で調整を進めていければなと考えております。以上です。

○關会長

はい、高橋（一）さん、今のお答えでよろしいでしょうか。

○高橋（一）委員

はい、了解いたしました。

○關会長

はい、ほかにございませんか。

はい、平井委員お願いします。

○平井委員

基本的なことを教えていただきたいんですけども、区画漁業権の整理統合を促進するというふうに書かれていますけども、小さな区画漁業権を統合して大きくするということについては、どういうふうなメリットがあるのか、実態よくわからないのでぜひ教えていただきたいなと。

○關会長

はい、芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

統合ですが、大きく2つあるかなと考えております。

1つは、漁業権を管理するにあたって、運用面で、どうしても区画漁業権の期間ですと、この5年間という部分がありますので、その5年間の中で、漁場が大きければその中の運用面ですね、今回の魚種の方も包括するような表現としておりますので、漁業権の行使規

則、これも漁業権ごとに策定するんですが、それの変更することによって、例えば漁場環境が変わったときに、例えばほたてを減らしてわかめを増やすとか、そういうた運用ができるようになるというのが、1つのメリットかなと考えます。

あともう1つ、漁業権の適切かつ有効な判定、この部分が漁業権ごとに審査するというふうなことになっております。それが原理・原則です。うちの県、今でも700件を超える漁業権ございまして、調べますと長崎に次いで全国で2番目に多いらしいので、その部分漁協さんの方も我々の方も負担といいますか、精度を上げるために統合を進めていきたいという、行政側の意図もございます。以上です。

○關会長

よろしいですか。

○平井委員

はい。

○關会長

ほかにございませんか

はい、気仙沼の鈴木委員お願いします。

○鈴木委員

定置の期間延長ともう1つ6番と7番の話です。まず、1つは定置の期間延長でさっきも話少し出たと思うんだけども、さけの放流したやつの稚魚が混獲するのと、あと春先になるとたらの子が大量に定置に入るんですけども、たらの稚魚ですね。それ期間延長によってその入った時に何か放流するか何かそういう対策というのはしないと考えているのか、ただそのまま水揚げしてしまっていいのかどうかその点1つ聴きたいのと、あと6番と7番の定置の基点がこれ陸上だと思うんですけど、これはこれでいいのかどうか、その2点聴きたいと思います。

○關会長

はい、たらの稚魚の漁獲はこのままでいいのか、それから定置の起点の御質問ですが、芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

まず、漁業の時期が長くなることによって、稚魚の保護という心配は当然だと思います。広田湾に関して言えば、同じようにさけの放流事業、岩手県の方でも、気仙川で6,000万尾ぐらい、うちの県と同じぐらいの放流を震災以前しておりました。それで岩手県の方といろいろさけの共同利用でしたり、共同管理という部分でいろんな議論をしておりまして、岩手県の方は漁業権の免許の条件として、いつからいつまでは何節以上の目合いを使いなさいとか、そういうた目合い規制が期間と時期と決まっております。唐桑の3つの定置に関しても、岩手県に歩調を合わせるような形で、改めて漁業権の制限という形には定

めておりませんが、岩手県と歩調をあわせるという形で運用しておりました。あとは、そのたらの稚魚の部分に関しましては、これまで何度も何度か地域で話題となったテーマでございますので、その辺の対応も、地元の定置漁業者さんと、あとは漁船漁業の皆さん、漁協さんの御意見を伺いながら、調整の方進めていければなと考えております。以上です。

○關会長

基点の件は大丈夫ですか。鈴木さん、今のお答えでよろしいですか。

○鈴木委員

はい。たらの方はやっぱりね、大型船の人たちが、これどうしても網刺しても通らないということで、そういう要望あるので話しました。あと、今6番と7番の陸上の上にこれ丘の上に基点になっていると思うんだけどこれは。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

ここはですね、今は定置網の漁場区域まで緯度経度で出しているんですが、この島の中央から垣網を引っ張ってきている関係があってですね、以前から一部陸上といいますか、最大高潮時の海岸線ということで、丘から垣網を引っ張ってたものですから、このような表記となっておりました。山の上に定置を敷設するということでという考え方ではなく、基点として山から垣網のロープを引っ張ってきているので、というような考え方で、今のような形で作図している結果となります。以上です。

○鈴木委員

それでですね、もうわかっているけど、今まで山側沈めたんですよね。定置。まあ今も何回も交渉してやってもらったんです。去年かな、ちょっとあわびの時にこれなっていたのわかんなくて船引っかけて外すに30分ぐらいかかるって、ワイヤーなもんだからなかなか思うようにいかないということで、大事故にはなんなくて済んだんですけども、だからまあよその山にワイヤー張んのもいいんだけど、それ了解もらっていたかどうかも、きちんとしてやってもらわないと漁業者もわかんない方が多いもんでね。だからそういうのも、どうかなと思って今話したんだけども。何か唐桑だけみたいなんです。山から来るのは。6号のことは結構図面ではこうなんだけど、7号は結構山ぎちぎちきてるから危険かなと思って今、聴いてみました。

○關会長

はい、鈴木委員の趣旨は御理解いただけたでしょうか。

はい、芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

そうですね、実際に具体的な例として、唐桑の方で垣網が、航行上のトラブルになったという話は伺っております。これは漁業権の免許と船舶航行をどのように安全確保するかという、一緒であって別の部分もあると思うんですが、もしも漁具を設置する関係上、丘

からロープを取らざるをえないという部分は当然あると思います。あとは小船の方が、その垣網の内側を航行するということも地元の方ではあると思います。これは、全県的なお話というよりは、地元の方で工夫をして、お互い操業と航行の事故ですね、回避できる事案ではないかなと考えておりますので、地元でどのような形で双方が折り合いつけるのかといった部分の協議だったり、お話の場をどんどん推進していただいて、県の方でも必要があれば、その場の設定など調整していきたいと考えております。

○關会長

はい、鈴木委員、いかがですか。

○鈴木委員

そういうわけですので、やっぱり時化だと定置の山の近く入港しなくなるのでね、小船の場合は。やっぱりそういうのを通れるように配慮してもらって、定置も設置してもらいたいと思いますから、県の方でもその辺、指導というか、事故ないように、通れるようにするぐらいは指導してもらいたいと思います。以上です。ありがとうございます。

○關会長

ありがとうございます。県からの指導ということですけども、今芳賀さんは、まずは地元の組合と定置の方との話し合いをしていただきたいとの要望でしたので、その上で県からの御指導等を受けていただきたいと思います。

よろしいですか鈴木委員。

○鈴木委員

お願ひします。

○關会長

はい、ほかにございませんでしょうか。

石巻会場の石森さん。

○石森委員

区画漁業権ですが、海区委員の皆さんには理解があるからいいんですけど、今漁船漁業が春漁なんですけど、まるっきり駄目だったということで、区画漁業権の拡大修正を要望したんですけど、県庁は、水産庁と保安部と協議をやはり漁船漁業の人達を助けるために要望した区画漁業権を必ずなんとか認めて欲しいというのを県の方からも強くお願ひしていただきたいなと思っています。以上です。

○關会長

石森委員は強い思いがあるということですので、はい、芳賀さんお願ひします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

頑張りますという御説明しかなかなかできないかなと思うんですが、いずれ、我々も海上保安部の方に説明する上でも、地元の要望すべてで百、ゼロで戦うわけにもいきませんので、実際に石巻東部さんからの要望の沖合のラインに関しましては、その北と南の区画漁業権の角点で結んでいただいた線で調整の方をちょっとさせていただきました。そういう面では、我々も頑張って誠意を持って説明していきたいという意思で、今この絵は書いておりますので、任せろとまではなかなか言い切れませんが、頑張っていきたいと思います。以上です。

○關会長

石森さんいかがですか。

○石森委員

どうぞよろしくお願ひします。

○關会長

はい、頑張ってくださいとのことです。ほかにございませんでしょうか。

はい、尾定委員お願ひします。

○尾定委員

区画漁業権について、私もちよつと1つだけお聴きしたいんですけど、かなり航路を埋めてまでかなり巨大化していますよね。1つ1つが。結構斬新だと思うんですけど、いろいろ融通利かせる形で有効活用しようという趣旨はわかるんですけど、最終目標はここにも書いてありますけど、養殖業の成長産業化なんです。漁船漁業から転向して養殖業に従事する人が少し増えて、多分面積はかなり増えていると思うんですけど、何%ぐらい増えているのかというのと、そこは有効に使うためにはそういう人たちが増えてくることでいいんだろうけども、じゃあ成長産業化はまた別の話で、何かこう、県としてや県漁協としてとか、何か新しい養殖業の世界に打って出るような斬新な成長産業化するための何かそういう構想というのは考えておられるのか、今模索中なのかどうなんでしょう。

○關会長

どなたかお答えできますでしょうか。

はい、佐藤課長お願ひします。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

現在、宮城県養殖振興プランということで、養殖業も今後どういうふうな形で持っていくかというのは、今検討中でございますけれども、なかなか委員おっしゃる斬新なというところにたどり着くかどうかというのは、ちょっとあれですけれども、とりあえず今現在の養殖業の問題点と今後そういったものをどうすべきかというところの方向性といいますか、そういったところは今検討中でございます。ただ、この漁業権とは直接今のところり

ンクさせて考えるというところまではちょっと考えてなかつたもんですから、場合によつてはそういうことも含めながら考えるということもありかなというふうに思った次第でございます。

○關会長

はい、尾定さん。

○尾定委員

環境も今ちょっといろいろ変わっていて、漁船漁業も対象魚種もどんどん変わってくる。ということは、養殖するにしろ場所は固定だから多分環境が変わるとそれに対する養殖魚種とかいろいろ種類を考えなければなくなるような気がするんで、そうするとかなり事前に先手先手でこう考えだけでも先に先行させた方が慌てなくていいのかなとは思ったので、こういう意見を出させていただきました。

○關会長

尾定委員、専門の御立場から県にそういうアドバイスをいただけるとありがたいと思いますので、今後なにかアイディアございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

○岩沼会長代理

とりあえずは安定的な収入を目指すためのあれだろう。それで余裕ができて安定したら、次のステップに行くということだろ。そういうふうにいえば分かりやすい。

○關会長

岩沼会長代理、どうもありがとうございました。

他にございませんでしょうか。よろしいですか。

はい、阿部さん。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

先程、尾定委員の方から漁場が何%程度増えたかというのがございましたが、すみません、まだ現段階では、図面によるやく要望の内容を落とし込めた状態なので、まだ面積の計算まではできていない状況ですので、今後協議を進めていって、漁場が確定した段階で、ある程度面積の計算なりを行いまして、従来の漁場がどの程度増えたかというところの具体的な数値をお示しできればと考えてございます。今の段階では、まだお示しできるデータがないということでございます。以上です。

○關会長

はい、尾定委員よろしいですか。

○尾定委員

はい。

○關会長

それでは、ほかにございませんか。

なければ、報告事項（2）定置・区画・共同漁業権の免許に関する漁場計画（案）についてはこれまでとします。

----- 報告事項終了 -----

【その他】

○關会長

次に、その他に移ります。県からお願ひします。

芳賀さんお願ひします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

私の方から、資料の方、一番最後につけさせていただいております、右方に情報提供と記載しました1ペーパーで情報提供させていただければと思います。タイトルは、宮城県沿岸漁船漁業不漁対策検討会の開催についてというタイトルのものでございます。冒頭、關会長の御挨拶でも触れていただきました。先程の漁業権の説明の中でも海洋環境の変化という部分のキーワードが大分出ております。いずれにしても今現在、歴史的な不漁が続いているので、その海洋環境の変化に合わせた新たな操業体制の転換というのが、本県の沿岸漁船漁業の中でも急務となっております。そのため、漁業者団体、流通団体、試験研究機関、行政機関の関係機関がですね、連携をして検討を行う不漁対策検討会というものを開催することとし、先日、11月の21日に第1回目の検討会を開催したところでございます。この検討会の方では、海洋環境の変化に対応した新たな操業体制の転換の対策について、関係団体で検討を進めていくということとしておりまして、その検討結果に関しては、本県沿岸漁船漁業の目指すべき方向性として位置付けて実現に向けて調整していきたいと考えております。検討の中身ですが、どうしても地域特性でしたり、対象魚種の資源の動向もございます。あとは既存の漁業者への影響ですとか、漁業調整上の課題、地域経済、水産流通への影響と様々な問題なり難しい面はございますが、関係する皆さんで知恵を出し合って、よりよい方向性を目指していければなと考えております。3番に記載しました実施体系のとおり、試験研究機関からは、水産研究・教育機構さん、県の水産技術総合センター、あとは流通の方面からは、産地魚市場協会の代表、あとは主要な漁業協同組合、あとは漁船漁業に関わる漁業団体の代表者の方々に集まっています。検討会を進めさせていただいている事務局の方は、当課水産業振興課と宮城県漁協の指導部の方で、事務局の方を務めさせて頂いております。裏面の方御覧ください。11月に開催しました第1回目の検討会では、今後皆さんで検討していきましょうという趣旨の説明、水産技術総合センターの方から、最近の主要魚種の資源動向ということで、海洋環境の変化に伴う資源動向等のトレンドの方を御紹介させていただき、事前に各漁業団体の方にアンケート調査を実施しておりましたので、今、各団体が抱えている課題や要望、将来展望等々を共有の上、意見交換をしたところです。今後、検討会でも継続して開催をして、来年の5月頃を目標に目指すべき方向性として検討会の意見をまとめていければと考えております。

ます。会議の中身に関しましては、関係者や関係機関との協議が残る内容も多くございますので、当日マスコミからの問い合わせはあったんですが、会議の方は非公開という形で開催させていただきました。今後ですが、5月を目標に検討会のまとめをいたしますが、並行して、協議が整った新たな漁業があれば、順次取組を推進していきたいと思いますし、先程御説明させていただきました、漁業権の一斉切替え、来年の9月に控えております。それらの調整につきましても、関係する部分に関しては、並行で進めていきたいと考えております。あとは、対策の部分としては、国の事業を活用しながら、取組へのリスクのあるもの、チャレンジ的なもの、そういうものは、国のがんばる漁業復興支援事業等を活用しながら進めていければなと考えております。いずれにしましても、資源量や既存漁業との調整、漁業制度上の課題など、皆さんからいただいた要望をすべて満足いくように実現できるかと言われれば、課題はかなり多いとは思いますが、1つでも2つでも実現に向けて、我々も頑張っていきたいと考えております。海区漁業調整委員会の皆様には、制度の改正でしたり、見直しという部分での関係もございますので、引き続き、適宜進捗の状況等、御報告させていただきながら取組をいきたいと思います。簡単ですが、以上で報告を終わります。

○關会長

この点については、なにか御意見等ございますか。よろしいですか。

そのほか、何かございますか。

はい。

○岩沼会長代理

佐藤課長、種苗のあわびの稚貝のことで水産庁からの補助金というようなお話を聴きましたが、宮城県だけじゃなくて、岩手県の方でもやっぱりいただいているわけですよね。本来であれば、あとどのぐらいの期間なんですか。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

はい。あわびの稚魚の稚貝の生産及び放流に関する補助金ですが、実は岩手県は、一旦終わったんです。今般、種苗放流支援事業の方が一部拡充されまして、それに伴って、岩手県もまた復活して支援していただけるようになりました。

終期は今のところはっきりしておりません。

○岩沼会長代理

いや実はね、来年1月16日に私水産庁の長官に会うので、その旨の趣旨があるんだったら、海区委員としてのお願いということで、まだ震災前のどのぐらいにしか戻っていないとか、そういう資料が私もらえれば、ただ行って私が続けてくれというよりは、この種苗が戻るまで何とかお助けいただきたいみたいなことは、もう長官がその時に会えないときは次長に言ってくるから。それをお願いしたいと思います。

○關会長

資料を1つよろしくお願ひします。  
なにかござりますか。他に何かござりますか。ないですか。  
はい、石巻会場の木村委員どうぞ。

○木村委員

12月11日、石巻市荻浜にて、3名のなまこ密漁者が逮捕されたことは皆さん御存知だと思います。密漁者は逮捕されたんですが、密漁品は絶対に流通させないという水産庁から流通適正化法で漁獲番号が出されたわけですが、密漁品を買う人間、この検査内容は聴かしてはもらえないと思うんですが、買い人の逮捕に結びつけていただかなければ、密漁は絶対になくならないと思います。県の誰かお願ひします。

○關会長

はい、あの岩沼会長代理今の話をちょっと説明お願ひします。

○岩沼会長代理

私も警察協議会の会長をやっていたときに、このあわびの件もありまして、県の生活安全課、県警の方にいって色々お話を聴きました。買う人をなんとかしてくれと言われても、やっぱり、その裏の世界の方々の繋がりでやっているものですから、例えば、犯人を捕まえても、とかげの尻尾みたいな感じで大元までなかなかいかないというのが現状として、一応、警察本部の方でも、だいぶ厳しく変わってきたものですから、またそれと同時に漁業者の皆様方、誰々がやっているというのは大体おわかりだと思うので、そういうような情報を逆に県警本部の方に上げていただいた方が、親戚でいるから言わなかつたんだ、なんていうことないように、見たら親戚でも何でも訴えていただいて、みんなで協力していただければというふうに思います。以上です。

○關会長

はい、ありがとうございました。木村委員、そういうことで、お聴きになりました木村委員。聴こえていますか木村委員、どうぞ。

○木村委員

今回逮捕された人間の中に、1月19日に雄勝湾で逮捕された人間もまた入っているんですよ。なんかよく聴き取れなくてわからなかつたんですけど、会長代理。だから、何かやらなければやらなければ何回でもこれ繰り返されると思うんです。何のために警察だって給料もらってるのかわかんないじゃないですか。

○關会長

はい、阿部課長お願ひします。

○水産業振興課 阿部課長

なまこの密漁の逮捕の件につきましては、先般、石巻海上保安署の方で検挙したという事案ですので、捜査関係の内容なので、どの辺まで県に情報提供してもらうかというのはちょっと定かではございませんが、後日、保安署の方に行きまして、水産流通適正化法の規程も保安署の方に御説明しながら、買い受けした方のそいつた罰則規定も情報共有しながら対応したい。まずは保安署の方に出向いて、こちらからの情報提供と状況等を把握できる範囲で入手したいと思います。

○關会長

水振課の方で確認をさせていただいてということですので、木村委員よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○木村委員

捜査権は海上保安署になるわけですか。

○關会長

阿部課長、お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

検挙したのが海上保安署なので、県の方では何ともできないというか、当事者としては海上保安署の方になりますので、それを送致するとか、そいつた部分は保安署の方になると思います。

○關会長

どうぞ。

○木村委員

私、密漁されたのが隣にいます石森委員のとこなんですけども、私の所もそうなんですが、震災のその年に2トン500ほど揚がったんです。あわび。それで1,900万円ほどの水揚げしたんですけども、今年3回開口したんですが、300キロ足らず、300万円にも及びません。漁師間の間では、我々のとこのあわびやってたのかなとみんなそういう思いでおります。ですから、買い人をなんとしても上げてもらわなければ、いつまでもこうやっていかれるかなということで、そっちこっちでお願いはしているんですが、県の方からもよろしくお願ひしたいと思います。

○關会長

そういう実情だそうですので、県の方での対応しつつ、厳格によろしくお願ひしたいと思います。木村委員の心情、その他の事情、県で理解いただいたと思いますので、よろしいでしょうか。

○木村委員

よろしくお願ひします。

○關会長

よろしくお願ひします。その他にございませんか。

なければ、事務局より次回の開催日等についてお願ひします。

————— その他終了 —————

○事務局 高橋総括次長

それでは、事務局から次回の海区漁業調整委員会の開催日時について連絡させていただきます。来月は休会となりますので、次回が2月14日の火曜日、午後2時から、場所は県庁11階の第2会議室で開催を予定しております。

なお、コロナの状況によりましては、今回同様にWEBの方で開催させていただく可能性もありますので、承知願います。

また、本日は音声の関係で事務局の方の不手際がありまして、大変御迷惑おかげして本当に申し訳ありませんでした。次回からはこのようなことのないように、万全を期して準備したいと思います。

事務局からは以上です。

○關会長

どうもありがとうございました。年末の最後のどん尻の頃に会議を開いて、皆さん。集まっていただけで、協議、熱心にいただきました。ありがとうございます。これにて、会議を終わりますが、コロナに気をつけて、良いお年を迎えてください。

以上です。

○事務局 高橋総括次長

關会長、委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) 流し網漁業等の制限に関する委員会指示（案）について
- (2) 仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示（案）について
- (3) 固定式刺し網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置（案）等について
- (4) 宮城県資源管理方針に係る令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について  
(まいわし太平洋系群)

協議事項

- (1) 第8次栽培漁業基本計画について
- (2) 岩手・福島・宮城海区漁業調整委員交流会について

報告事項

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会長

關哲夫

署名委員

飯木直之

署名委員

千葉 寛夫

書記

清尾上 瑞子

